

川崎市感染症対策協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第2条に定める感染症について、その発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置に関して調査審議し、市民の健康と福祉の向上に寄与することを目的として、川崎市附属機関設置条例（平成27年条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき設置された川崎市感染症対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 協議会で調査審議する感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症及びその他、協議会が必要と認めた感染症とする。

(部会)

第3条 協議会は、条例第8条第1項の規定に基づき、所掌事務及び委員の定数の区分に応じ、別表に掲げる部会を設置する。

2 部会で決議した事項については、条例第8条第7項の規定に基づき、協議会の決議とすることができる。

(意見聴取)

第4条 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して協議会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当に置く。

附 則

この要綱は、平成27年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

別表

部会	所掌事務	委員の定数
川崎市結核対策推進委員会	結核予防のための施策の計画、実施及び評価に関すること。	12名
川崎市感染症発生動向調査委員会	(1)収集された感染症情報の解析、評価及び還元に関すること。 (2)感染症の予防対策に関すること。 (3)患者定点及び病原体定点の設定に関すること。	9名
川崎市新型インフルエンザ等対策検討委員会	新型インフルエンザ等の対策に関すること。	11名
川崎市地域感染症対策ネットワーク委員会	(1)薬剤耐性（AMR）対策アクションプランの推進に関すること。 (2)感染症予防のための施策の計画、実施及び評価に関すること。 (3)地域医療機関及び社会福祉施設等との連携事業に関すること。	12名